

# 1 税率一覧表

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
県民税 個人	均等割 年 1,000円 (2,000円) ( )の税率は、平成26年度 から適用 平成26年度から平成35年度まで の10年間は500円加算  所得割 1. 課税所得金額 $\frac{4}{100}$  2. 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡 所得 $\frac{2}{100}$ イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 2,000万円超 32万円 + (課税長期譲 渡所得 - 2,000万円) $\times \frac{2}{100}$ ウ その年の1月1日におい て所有期間が10年を超える 一定の居住用財産を昭和63 年4月1日以降に譲渡した 場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 6,000万円超 96万円 + (課税長期譲 渡所得 - 6,000万円) $\times \frac{2}{100}$ (2) 短期譲渡所得 $\frac{3.6}{100}$  3. 株式等に係る譲渡所得等 に対する税率 $\frac{2}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納 期 個人の市町村 民税の納期と同 じ	(減免) 個人の市町村民税 に準ずる	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
法人	<p>均等割</p> <p>資本金等の額（資本金の額又は出資金の額に資本積立金額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）。以下同じ）が50億円を超える法人（公共法人等を除く）</p> <p style="text-align: right;">年 800,000円 (840,000円)</p> <p>資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人（公共法人等を除く）</p> <p style="text-align: right;">年 540,000円 (567,000円)</p> <p>資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人（公共法人等を除く）</p> <p style="text-align: right;">年 130,000円 (136,500円)</p> <p>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人（公共法人等を除く）</p> <p style="text-align: right;">年 50,000円 (52,500円)</p> <p>その他の法人</p> <p style="text-align: right;">年 20,000円 (21,000円)</p> <p>( )の税率は、平成21年4月1日以降開始する事業年度から適用</p> <p>法人税割 <math>\frac{3.2}{100}</math></p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>平成7年9月1日から平成32年8月31日までに終了する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年1,500万円超のもの</p> <p style="text-align: center;"><math>\frac{4}{100}</math></p>	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等で均等割のみを課されるもの 4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 公益社団法人又は公益財団法人 2. 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	
利子割	<p>支払を受ける利子等の額の</p> <p style="text-align: center;"><math>\frac{5}{100}</math></p>	左に同じ	毎翌月10日		
配当割	<p>支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の</p> <p style="text-align: center;"><math>\frac{5}{100}</math></p>	左に同じ	毎翌月10日		

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
株式等 譲渡所 得割	支払を受ける一定の特定口座 における上場株式等の譲渡に よる所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	源泉徴収口座内 配当等  翌年の1月10日		
事業税 個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5 号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において 事業を廃止したと き 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規 定による生活扶助 又は生業扶助を受 ける者 2. 過疎地域内にお いて租税特別措置 法第12条第1項の 表の第1号の規定 の適用を受ける設 備であつて、条例 の規定によるもの 3. 過疎地域内にお いて畜産業又は水 産業を行う者で条 例の適用を受ける もの (減免) 下記のうち知事が 必要と認める者 (1) 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 (2) 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者 (3) 法施行令第7条 各号に掲げる障害 者で生活が困難で あるもの (4) (2)及び(3)以外 の者で生活が困難 であるため事業税 の負担が著しく困 難であるもの	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
法人	<p>(1) 電気供給業 } を行う  ガス供給業 } 法人  保 険 業 }  収入金額の <math>\frac{0.9}{100}</math> (<math>\frac{0.939}{100}</math>-)</p> <p>(2) その他の事業を行う法人  特別法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{3.4}{100}</math> (<math>\frac{3.55}{100}</math>-)</p> <p>所得のうち年400万円を  超える金額の  <math>\frac{4.6}{100}</math> (<math>\frac{4.798}{100}</math>-)</p> <p>資本金1億円超の普通法人  付加価値割  対する税率 <math>\frac{1.2144}{100}</math></p> <p>資本割  資本金等の額の <math>\frac{0.506}{100}</math></p> <p>所得割  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{0.414}{100}</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{0.665}{100}</math></p> <p>所得のうち年800万円を  超える金額の <math>\frac{0.916}{100}</math></p> <p>三以上の都道府県において  事務所又は事業所を設  けて事業を行う  法人所得の <math>\frac{0.916}{100}</math></p> <p>その他の法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{3.4}{100}</math> (<math>\frac{3.55}{100}</math>-)</p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{5.1}{100}</math> (<math>\frac{5.319}{100}</math>-)</p>	<p>左に同じ</p> <p>資本金1億円超の普通法人  付加価値割  対する税率 <math>\frac{0.7344}{100}</math>  <math>[\frac{1.2144}{100}]</math></p> <p>資本割  資本金等の額の <math>\frac{0.306}{100}</math>  <math>[\frac{0.506}{100}]</math></p> <p>所得割  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{1.714}{100}</math>  <math>[\frac{0.414}{100}]</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{2.465}{100}</math>  <math>[\frac{0.665}{100}]</math></p> <p>所得のうち年800万円を  超える金額の <math>\frac{3.316}{100}</math>  <math>[\frac{0.916}{100}]</math></p> <p>三以上の都道府県において  事務所又は事業所を設  けて事業を行う  法人所得の <math>\frac{3.316}{100}</math>  <math>[\frac{0.916}{100}]</math></p> <p>左に同じ</p>	<p>1. (法第72条の  25第1項又は法  第72条の28第1  項の法人)  各事業年度終  了の日から2か  月  ただし、法第  72条の25第2項  により知事の認  めたものはその  指定した日  会計監査人の監  査を受けなければ  ならないこと  等の理由により  決算が確定しな  いため上記期間  中に申告納付で  きない場合には  知事の承認によ  り3か月以内</p> <p>2. (法第72条の  26第1項の法人)  事業年度開始  の日から6か月  を経過した日か  ら2か月</p> <p>3. (法第72条の  29第1項の法人)  各事業年度終  了の日から2か  月</p> <p>4. (法第72条の  30第1項の法人)  残余財産分配  の日の前日</p> <p>5. (法第72条の  31第1項の法人)  残余財産の確  定した日から1  か月</p>	<p>(免除)  過疎地域内におい  て租税特別措置法第  45条第1項の表の第  1号の規定の適用を  受ける設備であって、  条例の規定によるも  の</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>所得のうち年800万円を 超える金額の <math>\frac{6.7}{100}(\frac{6.988}{100})</math></p> <p>(3) 三以上の都道府県におい て事務所又は事業所を設け て事業を行う法人で資本金 の額又は出資金の額が 1,000万円以上のもの 特別法人 所得の <math>\frac{4.6}{100}(\frac{4.798}{100})</math></p> <p>その他法人 所得の <math>\frac{6.7}{100}(\frac{6.988}{100})</math></p> <p>( )は平成10年2月1日か ら平成31年1月31日までに 終了する事業年度分につい て、資本金の額又は出資金 の額が1億円超のもの、又 は所得が年5,000万円超 (  収入金額を課税標準とする もの)にあつては4億円超) のものに適用する。</p>				
		[ ]は開始事業年度が平成 28年4月1日以後の事業年 度分について適用する。			
地方法 人特別 税	<p>外形標準課税対象法人の基 準法人所得割額の <math>\frac{414.2}{100}</math></p> <p>外形標準課税対象以外の法 人の基準法人所得割額の <math>\frac{43.2}{100}</math></p> <p>基準法人収入割額の <math>\frac{43.2}{100}</math></p>	<p>外形標準課税対象法人の基 準法人所得割額の <math>\frac{93.5}{100}(\frac{414.2}{100})</math></p> <p>左に同じ</p> <p>( )は開始事業年度が平成 28年4月1日以後の事業年 度分について適用する。</p>	<p>平成20年10月1日 以後に開始する事 業年度に係る所得 及び同日以後の解 散による清算所得</p> <p>法人事業税の納期 に準ずる</p>		

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
地 方 消費税 譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費 税額の $\frac{17}{63}$	左に同じ	1. 個人事業者 課税期間の翌年 3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日 の翌日から2か 月		
貨物割	課税貨物に係る消費税額の $\frac{17}{63}$		課税貨物を保税地 域から引き取る日		
不動産 取得税	価格の $\frac{4}{100}$  〔平成20年4月1日から 平成30年3月31日まで の住宅又は土地の取得 の $\frac{3}{100}$ 〕	左に同じ	知事が定める日	(減免) 天災等により災害 を受けた者等のうち 知事が必要と認める もの (免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 12条第1項の表の第 1号又は第45条第1 項の表の第1号の規 定の適用を受ける家 屋及びその敷地であ る土地であって、条 例の規定によるもの	課税標準 について 土地 10万円未 満 家屋 (建築分) 23万円未 満 (その他) 12万円未 満
県たば こ税	1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 551円)	1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 481円)	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の 目的で行われる輸 出業者に対する売 渡し 2. 本邦と外国との 間を往来する本邦 の船舶又は航空機 に船用品又は機用 品として積み込む ための売渡し 3. 品質悪変又は破 損等のため販売に 適しないと認めら れる製造たばこの 廃棄 4. 既にたばこ税を 課された製造たば この売渡し又は消 費等	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
ゴルフ 場利用 税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円  ( 1. 65歳以上70歳未満の 者の利用 2. 一定の競技会による 利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2 分の1の税率を適用する )	左に同じ	毎翌月末日		
自動車 取得税	$\frac{3}{100}$ ( 軽自動車以外の営業用 自動車又は軽自動車 当分の間 $\frac{2}{100}$ ) ( 電気自動車 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した中古車 取得価額から45万円 控除 ) ( 天然ガス自動車 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した中古車で平 成30年低排出ガス基準 適合又はポスト新長期 規制からNOx10%以上 低減車 取得価額から45万円 控除 )	左に同じ  ( 電気自動車 平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した中古車 取得価額から45万円 控除 )  ( 天然ガス自動車 平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した中古車でポ スト新長期規制からNO x10%以上低減車 取得価額から45万円 控除 )	申告納付 1. 道路運送車両 法第7条<新規登 録>の規定によ る登録又は同法 第97条の3<軽自 動車の使用の届 出等>の規定に よる届出がされ る自動車に係る 自動車の取得 登録又は届出 の時 2. 道路運送車両 法第13条<移転 登録>の規定に よる登録を受け るべき自動車の 取得 登録を受ける べき事由があつ た日から15日を 経過する日 3. その他の自動 車の取得 取得の日から 15日を経過する 日	(減免) 次の各号に該当す る者のうち知事が必 要と認めるもの 1. 天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した自動 車に代わるものと 認められる自動車 の取得 2. 取得した自動車 がその取得の直後 に天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した場合 における当該自動 車の取得 3. 身体障害者が自 ら運転する自動車 を取得した場合に おける当該自動車 の取得 4. 重度身体障害者 又は精神障害者が 当該重度身体障害 者又は精神障害者 のために当該重度 身体障害者又は精 神障害者と生計を 一にする者が運転 する自動車を取得 した場合(重度身 体障害者で年齢18 歳未満のもの又は 精神障害者と生計 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及	取得価 額につい て50万円 以下 (平成30 年3月31 日まで)

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
	<p>ガソリン自動車 ハイブリッド自動車 LPG乗用車</p> <p>(1) 平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成32年度燃費基準+40%、+30%達成車のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成32年度燃費基準+20%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p> <p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成32年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p>	<p>ガソリン自動車 ハイブリッド自動車</p> <p>(1) 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成32年度燃費基準達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p>		<p>び身体障害者又は精神障害者のみで</p> <p>構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。）が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
	<p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成32年度燃費基準達成車又は平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.6}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{2.4}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から5万円控除</p>	<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.6}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{2.4}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から5万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
	<p>(2)</p> <p>車両総重量が2.5t以下バス・トラックであって平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準+25%達成車のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準+20%達成車のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p>	<p>(2)</p> <p>車両総重量が2.5t以下バス・トラックであって平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+25%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p> <p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準+5%達成車のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.6}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{2.4}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から5万円控除</p>	<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成29年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車のうち平成29年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.6}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{2.4}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から5万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>(3)</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下バス・トラックで平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成30年低排出ガス基準25%以上達成又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成車で、平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.5}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.75}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p>	<p>(3)</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下バス・トラックで平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
	<p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成30年低排出ガス基準25%以上達成又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成車で、平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.00}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.5}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から25万円控除</p> <p>平成30年低排出ガス基準50%以上達成又は平成17年低排出ガス基準75%以上達成車で、平成27年度燃費基準達成車</p> <p>平成30年低排出ガス基準25%以上達成又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成車で、平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.5}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{2.25}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p>	<p>平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用及び軽自動車 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車</p> <p>取得価額から15万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p data-bbox="316 241 544 495">           プラグインハイブリッド自動車            平成29年4月1日から            平成30年3月31日まで            に取得した中古車              取得価額から45万円            控除         </p> <p data-bbox="316 510 544 891">           クリーンディーゼル乗            用車            平成30年低排出ガス基            準適合又はポスト新長            期規制に適合している            自動車のうち平成29年            4月1日から平成30年            3月31日までに取得し            た中古車              取得価額から45万円            控除         </p>	<p data-bbox="608 241 836 495">           プラグインハイブリッド自動車            平成27年4月1日から            平成29年3月31日まで            に取得した中古車              取得価額から45万円            控除         </p> <p data-bbox="608 510 836 824">           クリーンディーゼル乗            用車            ポスト新長期規制に適            合している自動車のう            ち平成27年4月1日か            ら平成29年3月31日ま            でに取得した中古車              取得価額から45万円            控除         </p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車 (1) 車両総重量が2.5t超3.5t 以下のディーゼルのバス ・トラックで、平成30年 低排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制からN OxかつPM10%低減し、 平成27年度燃費基準+10% 達成車</p> <p>平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.5}{100}</math> 自家用 <math>\frac{0.75}{100}</math></p> <p>平成30年低排出ガス基準 適合又はポスト新長期規 制からNOxかつPM10 %低減し、平成27年度燃 費基準+5%達成車</p> <p>平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.0}{100}</math> 自家用 <math>\frac{1.5}{100}</math></p> <p>平成30年低排出ガス基準 適合又はポスト新長期規 制からNOxかつPM10 %低減し、平成27年度燃 費基準達成車</p> <p>平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.5}{100}</math> 自家用 <math>\frac{2.25}{100}</math></p>	<p>ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車 (1) ポスト新長期規制からN OxかつPM10%低減し、 かつ平成27年度燃費基準 +15%達成車</p> <p>車両総重量が3.5t超のデ ィーゼルのバス・トラッ ク等</p> <p>平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した中古車（ハ イブリッドディーゼル 車に限る）</p> <p>取得価額から45万円 控除</p> <p>(2) ポスト新長期規制からN OxかつPM10%低減し、 かつ平成27年度燃費基準 +10%達成車又はポスト 新長期規制に適合し、か つ平成27年度燃費基準+ 15%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t 以下のディーゼルのバス ・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.4}{100}</math> 自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>車両総重量が3.5t超のデ ィーゼルのバス・トラッ ク等</p> <p>平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.4}{100}</math> 自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した中古車（ハ イブリッドディーゼル 車に限る）</p> <p>取得価額から35万円 控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラックで、ポスト新長期規制に適合し、平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.5}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.75}{100}</math></p> <p>ポスト新長期規制に適合し、平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.0}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.5}{100}</math></p> <p>ポスト新長期規制に適合し、平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.5}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{2.25}{100}</math></p>	<p>ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車</p> <p>(1) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>(2) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から35万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>(2)</p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラックで、平成28年低排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から45万円控除</p> <p>平成28年低排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.5}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.75}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から35万円控除</p> <p>平成28年低排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.0}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.5}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から25万円控除</p>	<p>(3)</p> <p>ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から25万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>平成28年低排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、平成27年度燃費基準達成車</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.5}{100}</math> 自家用 <math>\frac{2.25}{100}</math></p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から15万円控除</p>	<p>(4)</p> <p>ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.2}{100}</math> 自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.2}{100}</math> 自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る）</p> <p>取得価額から15万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
		<p>(5)</p> <p>車両総重量が7.5t超バス・トラックで平成28年低排出ガス基準達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.4}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{0.6}{100}</math></p> <p>平成28年低排出ガス期準達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{0.8}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>平成28年低排出ガス期準達成かつ平成27年度燃費基準達成車</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>自家用 <math>\frac{1.8}{100}</math></p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>衝突被害軽減ブレーキ 搭載車 車両総重量が3.5t超8t 以下のトラック 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p> <p>車両総重量が8t超20t 以下のトラック 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p> <p>車両総重量が5t以下のバ ス等で乗車定員10人以上 で立席がないもののうち 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以 下のバス等乗車定員10人 以上で立席がないものの うち 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p>	<p>衝突被害軽減ブレーキ 搭載車 車両総重量が3.5t超8t 以下のトラック 平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p> <p>車両総重量が8t超20t 以下のトラック 平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p> <p>車両総重量が20t超22t 以下のトラック 平成27年4月1日から 平成28年10月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p> <p>車両総重量が5t以下のバ ス等で乗車定員10人以上 で立席がないもののうち 平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以 下のバス等乗車定員10人 以上で立席がないものの うち 平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得した新車</p> <p>取得価額から350万円 控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>車両安定性制御装置搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないもののうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p>	<p>車両安定性制御装置搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック 平成27年4月1日から平成28年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないもののうち 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から350万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないもののうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から525万円控除</p>	<p>衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車 車両総重量が3.5t超8t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が8t超20t以下のトラック 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が20t超22t以下のトラック 平成27年4月1日から平成28年10月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から525万円控除</p> <p>車両総重量が5t超12t以下のバス等乗車定員10人以上で立席がないもののうち 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から525万円控除</p>			
	<p>車線逸脱警報装置を搭載車 車両総重量が12t超のバス等乗車定員10人以上で立席がないもののうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から175万円控除</p>				

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>バリアフリー車両 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したノンステップバス</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から1,000万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したリフト付きバス</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>乗車定員30人以上 取得価額から650万円控除</p> <p>乗車定員30人未満 取得価額から200万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が導入したユニバーサルデザインタクシー</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から100万円控除</p>	<p>バリアフリー車両 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したノンステップバス</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から1,000万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入したリフト付きバス</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>乗車定員30人以上 取得価額から650万円控除</p> <p>乗車定員30人未満 取得価額から200万円控除</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者が導入したユニバーサルデザインタクシー</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得した新車</p> <p>取得価額から100万円控除</p>			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
軽油 引取税	1 kℓにつき15,000円 〔 当分の間、引取に係るもの 〕 1 kℓにつき32,100円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	
自動車 税	1. 乗用車 営 業 用 総排気量 10 以下 年額 7,500円 10 超 1.50 以下 年額 8,500円 1.50 超 20 以下 年額 9,500円 20 超 2.50 以下 年額 13,800円 2.50 超 30 以下 年額 15,700円 30 超 3.50 以下 年額 17,900円 3.50 超 40 以下 年額 20,500円 40 超 4.50 以下 年額 23,600円 4.50 超 60 以下 年額 27,200円 60 超 年額 40,700円  自 家 用 総排気量 10 以下 年額 29,500円 10 超 1.50 以下 年額 34,500円 1.50 超 20 以下 年額 39,500円 20 超 2.50 以下 年額 45,000円 2.50 超 30 以下 年額 51,000円 30 超 3.50 以下 年額 58,000円 3.50 超 40 以下 年額 66,500円	1. 左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法 第7条<新規登録> の規定による登録 を賦課期日後翌年 2月末日までの間 に申請をしたとき 登録の申請をし た日	(免除) 1. 商品であって使 用しない自動車 2. 消防専用自動車 及び救急専用自動 車 3. もっぱら公益の 用に直接供する自 動車で知事の認め るもの 4. 平成24年1月1 日から平成29年3 月31日までの間に 新車新規登録を受 けた電気自動車及 びプラグインハイ ブリット自動車 (減免) 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者のうち、 知事が必要と認め るもの 2. 一定の身体障害 者が所有する自動 車で自ら運転する もの、又は重度身 体障害者若しくは 精神障害者が所有 する自動車(重度 身体障害者で年齢 18歳未満のもの又 は精神障害者と生 計を一にする者が 所有する自動車を 含む)で当該重度 身体障害者又は精 神障害者のために 同一生計者が運転	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	40 超 4.50 以下 年額 76,500円 4.50 超 60 以下 年額 88,000円 60 超 年額 111,000円 〔ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。〕			するもの及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く）が運転するもののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの（以上いずれも1人について1台に限る。） 3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの	
	2. トラック 営業用 最大積載量 1 t 以下 年額 6,500円 1 t 超 2 t 以下 年額 9,000円 2 t 超 3 t 以下 年額 12,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 15,000円 4 t 超 5 t 以下 年額 18,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 22,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 25,500円 7 t 超 8 t 以下 年額 29,500円 8 t 超 年額29,500円に8 t を超える1 t毎に 4,700円を加算し た額 小型自動車に属するけん 引車 年額 7,500円 普通自動車に属するけん 引車 年額 15,100円 小型自動車に属する被けん 引車 年額 3,900円 普通自動車に属する最大積載 量8 t以下の被けん引車 年額 7,500円	2. 左に同じ			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
8 t 超の被けん引車 年額7,500円に8 t を超える1 t毎に 3,800円を加算し た額 最大乗車定員が4人以上で あるもの 総排気量10 以下 それぞれの年額に 3,700円を加算し た額 総排気量10 超 1.50 以下 それぞれの年額に 4,700円を加算し た額 総排気量1.50 超 それぞれの年額に 6,300円を加算し た額 自 家 用 最大積載量 1 t 以下 年額 8,000円 1 t 超 2 t 以下 年額 11,500円 2 t 超 3 t 以下 年額 16,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 20,500円 4 t 超 5 t 以下 年額 25,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 30,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 35,000円 7 t 超 8 t 以下 年額 40,500円 8 t 超 年額40,500円に8 t を超える1 t毎に 6,300円を加算し た額 小型自動車に属するけん 引車 年額 10,200円 普通自動車に属するけん 引車 年額 20,600円 小型自動車に属する被けん 引車 年額 5,300円 普通自動車に属する最大 積載量8 t以下の被けん引車 年額 10,200円					

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
8 t 超の被けん引車 年額10,200円に8 t を超える1 t毎に 5,100円を加算し た額 最大乗車定員が4人以上で あるもの 総排気量10 以下 それぞれの年額に 5,200円を加算し た額 総排気量10 超 1.50 以下 それぞれの年額に 6,300円を加算し た額 総排気量1.50 超 それぞれの年額に 8,000円を加算し た額					
3. バス 営 業 用 一般乗合用のもの 定 員 30人以下 年額 12,000円 30人超40人以下 年額 14,500円 40人超50人以下 年額 17,500円 50人超60人以下 年額 20,000円 60人超70人以下 年額 22,500円 70人超80人以下 年額 25,500円 80人超 年額 29,000円  一般乗合以外のもの 定 員 30人以下 年額 26,500円 30人超40人以下 年額 32,000円 40人超50人以下 年額 38,000円 50人超60人以下 年額 44,000円 60人超70人以下 年額 50,500円 70人超80人以下 年額 57,000円 80人超 年額 64,000円	3. 左に同じ				

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
自家用 定員					
30人以下					
年額	33,000円				
30人超40人以下					
年額	41,000円				
40人超50人以下					
年額	49,000円				
50人超60人以下					
年額	57,000円				
60人超70人以下					
年額	65,500円				
70人超80人以下					
年額	74,000円				
80人超					
年額	83,000円				
4. 三輪の小型自動車		4. 左に同じ			
営業用					
年額	4,500円				
自家用					
年額	6,000円				
5. 特種用途自動車		5. 左に同じ			
営業用					
霊きゅう車					
年額	10,100円				
その他					
年額	13,500円				
自家用					
キャンピング車					
総排気量					
10 以下					
年額	23,600円				
10 超 1.50 以下					
年額	27,600円				
1.50 超 20 以下					
年額	31,600円				
20 超 2.50 以下					
年額	36,000円				
2.50 超 30 以下					
年額	40,800円				
30 超 3.50 以下					
年額	46,400円				
3.50 超 40 以下					
年額	53,200円				
40 超 4.50 以下					
年額	61,200円				
4.50 超 60 以下					
年額	70,400円				
60 超					
年額	88,800円				
その他					
年額	18,400円				

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記を総排気量とみなして上記の区分を適用する。</p> <p>6. グリーン化税制</p> <p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成28年4月1日から平成30年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車（燃料電池車含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリット自動車、クリーンディーゼル乗用車 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成30年度燃費基準10%以上達成車 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成18年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成16年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね15%重課</p>	<p>(1) 税率の軽減</p> <p>平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち</p> <p>電気自動車（燃料電池車含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリット自動車、クリーンディーゼル乗用車 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%以上達成車（平成32年度燃費基準達成） 通常税率の概ね75%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準20%又は10%以上達成車（平成32年度燃費基準未達成） 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>(2) 税率の重課</p> <p>平成17年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成15年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね15%重課</p>			
鉦区税	<p>1. 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区100アール毎 年額 200円 採掘鉦区100アール毎 年額 400円</p> <p>2. 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 100アール毎 年額 200円</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納期 5月15日～ 5月31日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区1の税率の $\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。				
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納 期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税	1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円 2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円 3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円 4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円 5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	左に同じ  左に同じ  左に同じ  左に同じ  左に同じ	1. 賦課期日 狩猟者の登録を受ける日 2. 普通徴収の方法による場合の納期は知事が定める日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
狩猟税	<p>6. 狩猟者登録を申請した日前 1年以内に、愛知県内の区域 において鳥獣による生活環境 、農林水産又は生態系に係る 被害の防止等の目的で、鳥獣 保護法に基づく許可捕獲等に 従事した者 平成27年4月1日から 平成31年3月31日までの登録</p> <p>1の税率の者 4,100円</p> <p>2の税率の者 2,700円</p> <p>3の税率の者 8,200円</p> <p>4の税率の者 5,500円</p> <p>5の税率の者 2,700円</p>				
産業廃 棄物税	<p>最終処分場に搬入された産業 廃棄物の重量1トンにつき 1,000円</p> <p>自らの産業廃棄物を自ら設置 する最終処分場に搬入する場 合は産業廃棄物の重量1トン につき 500円</p>	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	

## 2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成31年度分から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。</li> <li>・合計所得金額900万円（給与収入1,120万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が通減・消失する仕組みを設ける。</li> </ul> </li> <li>○県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲（平成30年度分から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は2%（改正前4%）、市民税は8%（改正前6%）とする。</li> <li>・税率が変更されるまでの経過措置として、平成29年度の収入となる個人住民税所得割のうち税率2%相当分等を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。</li> <li>・退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率変更をせず、退職所得に係る税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。</li> </ul> </li> </ul>
地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清算基準の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業所の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外。</li> <li>・清算基準に用いる人口と従業者数の割合を17.5%（現行15%）、7.5%（現行10%）に変更。</li> </ul> </li> </ul>
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住用超高層建設物について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる占有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。</li> <li>○家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）に係る課税標の特例措置について、わがまち特例を導入。</li> <li>○Jリードに係る課税標準の特例措置について、対象施設にヘルスケア施設を追加した上、2年延長。</li> </ul>
航空機燃料譲与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○譲与割合を引き下げる措置の適用期限を3年延長。</li> </ul>